



おくのえいこ 県政報告

明日に向けて
えいこちゃん！

Vol.26

令和元年 8 月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員会

ごあいさつ

大暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先の参議院議員選挙でも自民党に対しまして、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今年は4月に統一地方選挙が執行されたばかりであり、統一地方選と参院選が同じ年に執行される12年に一度の年となりました。この亥年選挙と呼ばれる年の参院選は、これまで自民党にとって逆風となることが多いと言われていましたが、富山選挙区においては現職の堂故茂候補が全国4位の得票率で再選を果たすことができました。

さて先般、私も三期目の任期がスタートし、最初の定例会が開催されました。私は予算特別委員会にて質問に立つ一方、副委員長の大役も務めさせていただきました。予算特別委員会の委員長、副委員長は定例会毎に交代しますが、今後2年間務める経営企画常任委員会の委員長職とともに、進行役の緊張感を痛感した定例会となりました。

予算特別委員会や常任委員会は、本会議と異なり一問一答の質疑となるため、議論の行方に注視し、采配する必要があります。今後とも議論がより深まっていくよう努めていきたいと思っております。今夏も暑い日が続きますが、皆様、体調など崩しませんよう十分ご自愛ください。

富山県議会議員
奥野 泳子

令和元年6月25日 予算特別委員会（一部抜粋）

児童虐待及びDV被害者等への支援について

Q. 全国の児童相談所における相談対応件数は年々増加し、この10年で3倍に上る。また、心理的虐待件数の増加傾向が伺えるが、本県の虐待相談対応件数の推移と傾向について、問う。

A. 厚生部長

児童虐待相談対応件数については、平成20年度は298件、平成29年度は794件となっており、この10年間で2.7倍に増加している。相談種別では、心理的虐待が増加しており、面談DVを含む心理的虐待に関する警察からの通告の増加が要因と考えている。なお、相談への対応として、施設入所等が必要となるような比較的重い案件は、平成20年度の29件から平成29年度は26件とほぼ横ばいの状況にあるが、「訓戒・誓約」や「助言指導」といった比較的軽度の案件は増えており、児童虐待通告における県民の意識高まりが背景にあると考えている。

PICK UP

面談DV…目の前でDVが行われ、それを目撃すること。子どもに対する直接的な暴行がなくとも、両親等の間で行われるDVを子どもが目撃した場合は、面談DVとなり、心理的虐待に当たるとされる。

Q. 児童虐待と関係が深いと指摘されるDVについて、男性被害者の増加が指摘されているが、本県の状況はどうか、問う。

PICK UP

警察庁の公表している男性被害者からのDV相談等件数は、平成29年度では1万2,440件と、全体の17.2%にあたり、平成25年からの5年間で4倍に急増している。

A. 警察本部長

平成30年中の県警察における配偶者等からの暴力事案等の相談等受理件数は434件であり、平成25年の416件以降、ほぼ横ばい状態で推移している。そのうち、男性が被害者となる事案の相談等受理件数は、平成30年は93件で全体の約21.4%であり、平成25年の30件、約7.2%と比較すると、件数・割合ともに、約3倍に増加している。

Q. 社会の変化や男性のDV被害者の増加、また子どもの利益を最優先にする観点に立つと、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターの機能は必ずしも一致しなくなってきた。例えば、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターを分離し、老朽化が進む児童相談所の建替えと合わせて機能統合するなど、被害者が性別を問わず、利用しやすい体制を整えるべきと考えるが、所見を問う。

PICK UP

本県では、女性相談センター内に配偶者暴力相談支援センターが設置されており、女性相談センターは女性しか入りできないため、男性DV被害者は県の配偶者暴力相談支援センターを利用することができない。

またDV被害者が子どもを連れて一時避難をする際、中学生以上の男児はセンター内に入りできないことから、母親は女性相談センター、子どもは児童相談所と別々に保護されている。加えて、現児童相談所は、富山・高岡ともに老朽化が進んでおり、職員の増加から手狭になっている上、一時保護スペースは男児、女児のスペースが区別されていない問題がある。

A. 知事

児童虐待とDVの複合案件のような場合では、子ども同伴のDV被害者の一時保護への対応は、子どもと一緒に一時保護されることが望ましい場合であっても、子どもの性別や年齢により一緒に一時保護することが困難な場合がある。今後どのように対応することがより適切か他県の事例等も調査し、よく検討していきたい。

また、児童虐待とDVが重複した痛ましい案件も全国的には発生していることから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携の一層の強化を図る必要がある。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センター両機関の機能統合・併設の委員のご提案については、児童相談所の老朽化、職員の増員により建物の手狭になっているなどの課題もあることから、今後8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、児童相談所の体制強化や関係機関との連携についても検討したい。



Q. 今回の児童虐待防止関連法の改正により、児童相談所における介入機能と支援機能の分離が明文化されたところであり、法の趣旨に沿った体制が望ましいと考えるが、本県ではどのように取り組むのか、問う。

PICK UP

国の報告書によると、一時保護等の介入機能と、措置決定後の保護者等への支援機能を同一機関が行うことで、保護者等との関係を考慮するあまり、必要な保護を躊躇する、また、親の意向に反する一時保護を行った結果、信頼関係が築けず、その後の支援が進まない、といった問題が指摘されている。

これらの指摘を受け、今般の児童福祉法等の一部改正では、一時保護等を行った児童福祉司以外のものに保護者への指導を行わせることとされた。令和2年4月1日施行。

A. 厚生部長

介入業務と支援業務の機能分化にあたっては、その役割分担や人員配置の在り方、業務の引継ぎ方、タイミングなど課題もあることから、国において、適切な業務の在り方等についての指針を示していただけのような働きかけるとともに、既に機能分離している他県の状況等も研究し、法改正に適切に対応できるよう準備していきたい。

Q. 児童心理治療施設について、本県でも設置すべきであり、今年度末までに策定される社会的養育推進計画に盛り込むべきと考えるが、所見を問う。

PICK UP

児童心理治療施設…いじめ、虐待、発達障がい等、様々な原因により、心理的・精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたる支障をきたしている子どもたちに、通所もしくは入所にて治療・支援を行う施設。医師や看護師等、様々な専門職の配置基準が設けられている。

国は各都道府県に最低1か所の設置を求めているが、現在36道府県で合計51か所に設置されているが、本県には設置されていない。本県の日本海側では4か所と特に少ない。

県内のそうした子どもたちの支援については、児童養護施設が十分でない人員配置の中、独自に取り組んでいるのが現状である。

A. 知事

児童心理治療施設の設置にあたっては、とりわけ全国的に不足している虐待や家族問題に理解の深い児童精神科医の確保が必要であること、児童養護施設等との連携や役割分担についての整理が必要であることなどの課題があると考えており、近県の状況も踏まえる必要があると考えている。

こうした課題も踏まえ、8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、社会的養育推進計画案についても意見を伺い、その中で、心理的・精神的な問題を抱え日常生活の多岐にわたる支障をきたす子どもへの支援のあり方についても検討していきたい。



Q. 児童精神科医は全国的に不足しており、確保策ではなく、医師に対しての研修等、児童精神科医の育成施策が重要であると考えますが、県では今後どのように児童精神科医の育成に取り組んでいくのか、所見を問う。

PICK UP

県内の児童精神科医からは、2～3年に1人程度の育成確保が必要と指摘されている。

A. 厚生部長

子どもの精神疾患、発達障がい、虐待など子どもの心の諸問題は増加しており、こうした診療を担う児童精神科医などの確保・養成が重要である。

平成30年に始まった新専門医制度として、精神科医又は小児科医のうち、より細分化された専門分野の医師である「子どものこころ専門医」が創設され、令和3年度から本格的に開始されると伺っている。

県としては、引き続き児童精神科医の養成を国に要望するとともに、「子どものこころ専門医」に関する情報の発信など、児童精神科医の育成・確保に努めたい。

さらに、発達障がい児への対応として、国立精神・神経医療研究センターにおける発達障がいに関する研修を受講する県内医師の支援や、県医師会と連携し、かかりつけの小児科医等に対する対応力向上研修を行うなど、引き続き、地域における支援体制の整備にも努めていきたい。



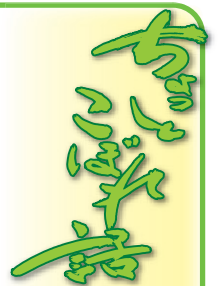
※正式な議事録ではございません

A: 知事
平成28年の児童福祉法改正では、子どもの家庭養育を優先することが原則として明記されたため、県としては、新たな社会的養育推進計画において、家庭と同様の養育環境である里親等への委託の推進や、家庭的な環境で子どもに寄り添った質の高い養育を進めるための児童養護施設等の小規模化、多機能化・機能転換、これらを支える児童相談所等の体制及び専門性の強化、などについて盛り込み、できるだけ数値目標を掲げて推進したいと考えている。

8月頃に開催する検討委員会において、それぞれの課題や対応案などについて有識者から意見を伺うとともに、**当事者である社会的養育経験者を対象としたアンケート調査の実施も検討しており、本県の実情に沿った社会的養育のあり方について検討を進め、今年度末を目途に計画を策定したい。**

PICK UP
計画の策定にあたっては、社会的養育の対象となる当事者の参画が求められている。

Q: 社会的養育推進計画は、社会的養育を推進するための体制構築を含め、社会的養育の将来像を示すものになると考えるが、県としてどのようなビジョンを持って計画策定を進めていくのか、所見を問う。



4月の統一地方選（県議選）を受けて、令和元年度の6月定例会から、大きく変わったことが2つあります。

ひとつは会派の構成。本会議における代表質問の権利は、4人以上の会派に対して与えられています。この代表質問権のある会派が自民党会派のみとなりました。これまでは、自民党のほか、社民党が代表質問の要件を満たす会派でしたが、改選を受けての会派の人数は、自民党32人、社民党3人、共産党会派2人、公明党1人、至誠（自民党公認候補のひとり会派）1人、無所属の会1人となっています。ちなみに全議席の8割を自民党会派が占める都道府県議会とは他になく、自民党組織率が全国1位の議会となりました。

もうひとつは質問時間の配分。県議会では、本会議および予算特別委員会、会派の人数によって質問時間を振り分けています。

今回の改選を受けて、自民党が議席を伸ばす結果となったため、質問時間の配分を見直したところ、本会議の時間枠も含めて変更となりました。県議会の本会議は、質問者の発言時間が20分と定められています。そこに答弁が加わると、ひとり当たり概ね1時間の持ち時間。1日当たり5人が質問に立つ形でしたが、今回の6月定例会から、1日当たりの質問者は6人へと増員されました。本会議の日数に変更はありませんので、本会議での質問そのものが拡大された形になります。（念のため付け加えると、自民党が圧倒的多数の富山県議会では、ひとり当たりの質問時間は少数会派が優遇されるよう配慮してあります。）

定例会毎の本会議が拡大し、様々な角度から議論する時間が増えたこと自体は歓迎しますが、議場の椅子に座りっぱなしの時間が長くなったのは、腰痛の観点からは悩ましいところです。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

9月議会では、9月26日(木)10:00～
予算特別委員会にて質問いたします。
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いします。

Twitter 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会(@eiokai)

連絡先

富山県議会自民党控室

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

議員事務所

〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp